

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
									公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数			継続支出の有無
日本武道館付帯施設・設備使用料	陸上自衛隊中央会計隊 契約科長 宮内 修嗣 東京都新宿区市谷本村町5-1	令和6年9月12日	公益財団法人日本武道館 東京都千代田区北の丸公園2-3	8010005004194	契約の性質・目的が競争を許さない。 (予決令第102条の4第3号)	10,667,965	10,667,965	100.0%	公財	国認定	1		競争的な調達方式による契約により難く、当該事業者と継続して契約する必要性は十分検討している。	有
日本武道館大ホール使用料	陸上自衛隊中央会計隊 契約科長 宮内 修嗣 東京都新宿区市谷本村町5-1	令和6年9月12日	公益財団法人日本武道館 東京都千代田区北の丸公園2-3	8010005004194	契約の性質・目的が競争を許さない。 (予決令第102条の4第3号)	16,500,000	16,500,000	100.0%	公財	国認定	1		競争的な調達方式による契約により難く、当該事業者と継続して契約する必要性は十分検討している。	有
令和6年度北海道訓練センターにおける労働者派遣	陸上自衛隊中央会計隊 契約科長 宮内 修嗣 東京都新宿区市谷本村町5-1	令和6年4月1日	公益財団法人防衛基盤整備協会 東京都新宿区四谷本塩町15-9	2011105005402	再度の入札をしても落札者がいないとき。 (予決令第99条の2)	111,497,452	111,430,000	99.9%	公財	国認定	1		公告期間を十分に確保しており、競争性、公平性を確保している。	有
まくらカバー、7形用、ページュほか2件	陸上自衛隊補給統制本部 調達会計部長 清水 和彦 東京都北区十条台1-5-70	令和6年7月29日	公益財団法人矯正協会 東京都中野区新井3-37-2	2011205000014	契約の性質・目的が競争を許さない。 (予決令第99条第16号)	39,995,794	39,995,794	100.0%	公財	国認定	1		法務省矯正局からの依頼により、刑務作業を利用するため当該協会と随意契約を行ったものであることから、見直し困難である。	有
作業服、特殊、2形、特号 ほか 7件	分任支出負担行為担当官 海上自衛隊補給本部 管理部長 澤田 和広 東京都北区十条台1-5-70	令和6年6月13日	公益財団法人矯正協会 東京都中野区新井3-37-2	2011205000014	契約の性質・目的が競争を許さない。 (予決令第99条第16号)	12,073,050	12,073,050	100.0%	公財	国認定	1		法務省矯正局からの依頼により、刑務作業を利用するため当該協会と随意契約を行ったものであることから、見直しは困難である。	有
SM-3ブロックⅡA品質管理体制審査支援役務 1件	支出負担行為担当官 防衛装備庁長官官房会計官付 経理室長 木暮 聡 東京都新宿区市谷本村町5-1	令和7年3月4日	公益財団法人防衛基盤整備協会 東京都新宿区四谷本塩町15-9	2011105005402	SM-3ブロックⅡAの構成品を製造する日本企業に対する品質管理体制審査支援を行うには、支援に必要なSM-3ブロックⅡAの製造技術情報が開示され、取扱いができることが必要不可欠であり、上記の資格要件を有する者が該者1者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項)	84,691,200	83,819,076	99.0%	公財	国認定	1		本件で求められる資格要件は、第三者間で締結された合意文書に求められており、契約の履行上必要不可欠なものである。また、該道の者が1者であることを業態調査により確認している。	有
放射能キセノン分析等作業 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁陸上装備研究所 総務課長 前原 正臣 神奈川県相模原市中央区淵野辺2-9-54	令和6年4月1日	公益財団法人日本分析センター 千葉県千葉市稲毛区山王町295-3	6040005001380	本件の履行にあたっては、放射性キセノン測定システムの機能・性能に関する知識等並びに放射性キセノン測定に関する専門的知見及び取扱技術を有していることが必要不可欠であり、公募を実施したが、応募者が契約相手方1者のみであったため。 (会計法第29条の3第4項)	11,707,300	11,643,500	99.5%	公財	国認定	1		当該支出に係る契約については、専門的知見及び取扱技術が必要不可欠であり、公募を実施することにより透明性及び競争性を担保している。	有

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。